「OISHII OFFICE」サービス利用規約

第1条　（目的）

1　「OISHII　OFFICE」サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社USEN　WORK WELL（以下「当社」といいます。）が提供する「OISHII　OFFICE」サービス（以下「本サービス」といいます。）の契約者（第2条で定義します。）に適用されます。契約者は、本規約に同意のうえ本サービスを利用するものとします。

2　本規約は、本サービスの利用条件を定めています。契約者は本規約に従い、本規約の定める条件に従って本サービスを利用するものとします。

第2条　（定義）

本規約において使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)「利用契約」とは、本規約を内容とする契約者と当社の間で提供される本サービスの利用及び提供に関する契約をいいます。

(2)「契約者」とは、当社との間で利用契約を締結した事業者をいいます。

(3)「自販機」とは、当社が契約者に貸与する冷凍食品の自動販売機をいいます。

(4)「設置場所」とは、自販機の設置場所をいいます。

(5)「本商品」とは、自販機により当社が販売する飲食物をいいます。

(6)「貸与機器」とは、自販機その他利用契約に基づき当社が契約者に貸与する機器をいいます。

(7)「利用料金」とは、契約者が当社に支払うべき本サービスの対価をいいます。

第3条　（本サービスの利用申込み）

1　本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、当社所定の方法により本サービスの利用を申込むものとします。

2　当社が前項の申込みを承諾した旨を通知したときに、利用契約は、前項の申込日に遡及して成立します。

3　当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、第１項の申込みを承諾しないことがあります。

(1)設置場所が、当社が別途定める本サービスの提供区域外である場合

(2)申込者が自販機の設置及び保守が困難な場所への自販機の設置を希望した場合

(3)申込者に当社に対する不法行為があったことが判明した場合

(4)第１項の申込みの内容に事実と異なる内容がある場合又は記入漏れがある場合

(5)申込者の代表者又は担当者が日本国外に在住している場合

(6)申込者が第２３条に違反する者である場合

(7)申込者に公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為が認められる場合

(8)前各号に掲げる場合のほか、利用契約を締結しがたい重大な事由が申込者に存在する等当社が本サービスの提供を不適当と判断する場合

4　契約者は、第１項の申込み内容に変更が生じた場合には、速やかに当社に通知するものとします。

第4条　（本サービスの提供）

1　本サービスは、設置場所において契約者の業務に従事する者（以下「利用者」といいます。）に対する契約者の福利厚生の一部を代行することを目的としたサービスであり、当社は本サービスとして自販機の設置、本商品の販売等を行うものとします。

2　本サービスの提供地域は、当社が別途定める日本国内の提供区域に限ります。

3　当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。この場合において、当社が必要と認めたときは、契約者から取得した情報を、委託した業務の遂行に必要な範囲でその第三者に提供することができるものとします。

第5条　（貸与機器の設置等）

1　当社は、利用契約の成立後、契約者と協議をして定めた日（以下「設置日」といいます。）に、貸与機器を設置場所へ設置します。

2　契約者は、設置場所が次の各号に掲げる条件（以下「設置条件」といいます。）を満たす場所である

ことを保証するものとします。
(1)貸与機器に直射日光の当たらない場所であること。
(2)貸与機器の常時の正常稼働に必要な電源を確保することができる場所であること。
(3)貸与機器の設置面が平坦であり、貸与機器の転倒のおそれがなく、また貸与機器の扉が自動的に開くおそれがない場所であること。
(4)清潔な環境が保てる場所であること。
(5)空調設備の直下を含む、他の熱源に近接した場所でないこと。
(6)湿気又は水気の多くない場所であること。
(7)自販機を設置する場所に幅110㎝以上、奥行き180cm以上、高さ190cm以上のスペースがあること。
(8)自販機を設置する場所の床又は地面が自販機の重量（補充する本商品、転倒防止板、固定金具等の重量を含みます。）を支えられる強度を有すること。
(9)設置場所がある敷地の入り口から設置場所までの経路（エレベータを使用する場合にはそのかごを含みます。）が自販機の搬出入に必要なスペースと耐荷重を有すること。
(10)携帯電話回線を使い常時通信できる場所であること。

3　設置場所が設置条件を満たしていない場合には、当社は、設置条件を満たす設置場所を指定されるまで、本サービスを提供する責任を負いません。ただし、利用料金は、設置日から発生するものとします。

4　契約者は、契約者の負担により、利用契約の有効期間中、設置条件を維持するとともに、貸与機器に十分な電力を提供するものとします。

5　貸与機器が故障その他の事由により正常に稼働することができなくなった場合（以下「故障等」といいます。）には、契約者は速やかにその旨を当社に通知し、当社が説明する必要な対応に協力するものとします。

6　故障等の対応に修理を要する場合には、当社は、速やかに貸与機器を交換又は修理します。ただし、故障等が契約者又は利用者（以下「契約者等」といいます。）の故意又は過失による場合には、修理費用又は交換費用（交換の際に要する廃棄費用その他の一切の費用を含みます。）は、契約者が負担するものとします。

7　契約者の都合（オフィスの移転、リフォームを含みますがこれらに限られません。）により設置場所から貸与機器の移動が必要な場合には、契約者は、当社に移動を委託するものとし、契約者自ら移動してはならないものとします。なお、移動に要する費用は、契約者が負担するものとします。

第6条　（本商品の販売）

1　当社は、利用者に対し本商品を販売し、その利用者からその本商品の代金を受領します。

2　本商品の販売価格、販売する本商品、自販機における決済方法その他の本商品の販売条件は、当社が定めます。

3　契約者が、当社が別途定める本サービスの「福利厚生プラン」を選択した場合には、第1項の規定にかかわらず、契約者は、利用者が購入した本商品の代金の一部を負担するものとし、その負担額を利用料金とともに当社に支払うものとします。なお、その負担額は、当社が定めます。

4　自販機への本商品の補充は、当社が行います。ただし、当社は、本商品の欠品が生じないこと及び欠品が生じたときに遅滞なく補充することについて保証しません。

5　当社は、次の各号に掲げる事項について対応する責任を負いません。
(1)利用者の本商品の買い間違い
(2)設置場所の停電及び電波障害
(3)当社の責めに帰することができない事由により生じた本商品の販売不能
(4)当社の責めに帰することができない事由により生じた本商品又はその販売に関する苦情等

6　利用者が自販機から本商品を購入した時点でその本商品に傷み、腐敗その他の食品としての安全性が合理的に疑われる事実が発見された場合には、当社はそれを確認後、直接その利用者にその本商品の代金を返金します。

7　自販機による本商品の販売に必要な営業届出は、当社が行います。なお、契約者は、当社の求めに応じ、その手続きに協力するものとします。

第7条　（利用料金の支払い）

1　利用料金の金額又はその計算方法は、当社が別途定めます。

2　利用料金は、契約者と当社とが合意した自販機による本商品の販売開始日（以下「販売開始日」と

いいます。）の属する月から利用契約が終了する日の属する月まで、毎月発生します。
3　当社は、当月分の利用料金（第6条に基づき本商品の代金を負担すべき場合にはその負担額を含み、また消費税及び地方消費税を含みます。以下本条において同じとします。）にかかる請求書を、翌月第5営業日までに契約者に送付します。
4　契約者は、前項の請求書に基づき、当月分の利用料金を翌月末日までに、当社が別途指定する請求書により支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。
5　利用料金は、本サービスの提供開始日や終了日が月の途中の場合であっても、日割計算しません。
6　契約者は、利用料金を当社が定める支払期日に支払わない場合には、支払期日の翌日を起算日として支払われた日の前日までの期間について、その利用料金に年14.6%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8条　（契約者の誓約）
1　契約者は、次の各号に定める事項を誓約するものとします。
(1)契約者は、貸与機器を善良な管理者の注意を持って管理し、電源を切る等の本商品の保管にとって不適切な行為をしてはならないものとします。
(2)契約者は、貸与機器を本サービスの提供を受ける目的以外の用途で使用してはならないものとします。
(3)契約者は、本商品を第三者に販売してはならないものとします。
(4)契約者は、自販機から出した本商品を速やかに消費するものとし、自宅その他の場所に持ち帰る等してはならず、また自販機に戻してはならないものとします。
(5)契約者は、清潔な状態の手で、貸与機器又は本商品に触れるものとします。
2　契約者は、前項各号に定める事項を利用者にも遵守させるものとします。

第9条　（設置場所等への立入り）
当社の従業員又は当社の指定する者は、貸与機器の状態を確認するため、又は本商品の補充その他の利用契約の履行に必要な範囲内で、設置場所がある契約者の事務所等の敷地内に入り、必要な作業（貸与機器の設置状態の撮影を含みますがこれに限られません。）をすることができます。

第10条（秘密保持）
契約者は、利用契約の履行又は本サービスの利用により知り得た当社の技術上、営業上その他の業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、第三者に開示又は漏洩し、また利用契約の履行又は本サービスの利用以外の目的に利用してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りでありません。
(1)受領した時点で既に公知となっていた情報
(2)受領した時点で既に所有していた情報
(3)正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報
(4)受領した後に、自己の責めに帰することができない事由により公知となった情報
(5)事前の書面による承認により秘密保持の対象から除外された情報

第11条（本サービスの変更）
当社は、当社の判断により、契約者に対しあらかじめ通知をすることなく、いつでも本サービスの内容の全部又は一部を変更することができるものとします。当社は、変更後の本サービスが変更前と同等の内容が維持されることを保証しません。

第12条（本サービスの提供停止）
1　当社は、次に掲げる場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止できるものとします。
(1)貸与機器の点検、保守作業又は修理を行う場合
(2)本サービスの提供に必要な第三者の提供するサービスの提供が遮断された場合
(3)不可抗力（天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、疾病の蔓延、電気通信回線障害、政府の規制その他当社の責めに帰することができない事由をいいます。）により本サービスの全部又は一部の運営ができなくなった場合
(4)前各号に掲げる場合のほか、当社が本サービスの全部又は一部の停止が必要と判断した場合

2　当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめそのことを本サイトへの掲載その他の当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第13条（本サービスの提供の終了）
当社は、当社の判断により、いつでも本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。この場合には、当社は、契約者に対し、あらかじめ当社のウェブサイトへの掲載その他の当社所定の方法で通知します。

第14条（責任の制限）
1　当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品性、有用性、正確性又は完全性を有すること、本サービスの利用が第三者の権利を侵害しないことその他本規約に明示的に定められていない事項について何らの保証もしません。
2　利用者その他の第三者が、契約者に対して本商品又は本サービスについてクレーム、損害賠償請求等をした場合であって、そのクレーム等が契約者の故意又は過失のみによって生じたものであるときは、契約者がその責任と負担にてそのクレーム等を解決するものとします。そのクレーム等に責任を負うべき者が明らかでない場合には、契約者は速やかに当社へ通知するものとし、当社と協力をしてその解決にあたるものとします。
3　契約者が設置条件に合致しない設置場所に貸与機器を設置させたことに起因して生じた損害（貸与機器の転倒を含みますがこれに限られません。）又は貸与機器に故障等（契約者の責めに帰すべき事由により生じたものに限ります。）が生じている間に利用者が本商品を消費したことにより生じた損害（食中毒等の症状を含みがこれに限られません。）について、当社は責任を負いません。
4　前項に定める場合のほか、当社は、次に掲げる事由に起因又は関連して契約者に生じた損害等について、請求原因のいかんにかかわらず、賠償その他の責任を負いません。
(1)本サービスの提供、提供停止、提供終了又は変更
(2)契約者等による本サービスの利用又は利用契約の義務違反
(3)利用契約の終了
(4)前各号に掲げる事由のほか、当社の責めに帰することができない事由
5　当社は、設置場所を原状に復する義務を負いません。

第15条（損害賠償）
1　契約者は、契約者等が本規約又は利用契約に違反したことにより当社に損害等を発生させた場合には、当該損害（合理的な弁護士費用を含みます。)を賠償する義務を負うものとします。
2　契約者は、契約者等の行為が原因で、第三者が当社に対しクレーム、損害賠償の請求その他の要求をした場合には、自らの責任と費用において当社を保護し、当社が被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償する義務を負うものとします。
3　債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因のいかんにかかわらず、本サービスに関して当社が契約者に対して負う損害賠償の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により当社が利用契約に違反したことを直接の原因とし、かつ契約者に現実に発生した通常の損害に限られるものとします。
4　当社が契約者に対して支払う損害賠償の額は、前項に基づく損害の額と、損害発生の直接の原因となった本サービスについて契約者が当社に対し現実に支払った利用料金のいずれか低い額を上限とします。
5　前二項の規定は、損害が当社の故意又は重過失のみによって生じたときは適用しないものとします。

第16条（利用契約の有効期間）
利用契約の有効期間は、利用契約の成立日から、販売開始日から起算して1年が経過する日までとします。ただし、有効期間満了月の2か月前までに契約者又は当社から更新拒絶の意思表示がない場合には、利用契約は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第17条（中途解約）
1　契約者又は当社は、毎月末日までに相手方当事者に対して通知をすることにより、翌月末日をもっ

て利用契約を解約することができるものとします。
2　契約者は、前項に従い利用契約を解約する場合には、次の式により計算した解約料（非課税）を当社の請求に従い当社に支払うものとします。
解約料＝（利用料金×残り月数）＋（直近3ヶ月の平均売上×残り月数）
※「残り月数」とは、解約日の属する月の翌月から利用契約の有効期間の満了日の属する月までの月数をいいます。
※「直近3ヶ月の平均売上」とは、解約日の属する月の前月以前の3ヶ月間の自販機の売上高（税込金額）を3で除して得た金額をいいます。

第18条（解除）
1　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し何らの通知又は催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
(1)第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合
(2)契約者が第8条に定める誓約に違反した場合
(3)第23条第1項から第3項までのいずれかの規定の違反があったと当社が合理的に判断した場合
(4)利用料金の支払いが2回以上遅滞した場合
(5)設置場所から無断で貸与機器が移動された場合
(6)契約者に破産手続、特別清算手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立があった場合又はそのおそれがあると合理的に疑われる場合
(7)契約者が仮差押え、仮処分、差押え、強制執行若しくは競売の申立て又は滞納処分を受けた場合
(8)契約者が解散の決議をした場合又は決議によらずして解散した場合
(9)契約者が本規約のいずれかの条項に違反し、当社がその是正を書面にて要求したにもかかわらず、30日以内に是正しない場合
(10)前各号に掲げる場合のほか、利用契約を継続することが適当ではないと当社が判断した場合
2　契約者が前項各号のいずれかに該当した場合には、契約者は本規約及び利用契約に基づく全ての債務について期限の利益を喪失し、その時点において発生している利用料金（請求書の発行の有無を問いません。）その他当社に対して負う金銭債務を、直ちに全額支払わなければならないものとします。
3　本条に基づき利用契約が解除された場合には、第19条の規定にかかわらず、貸与機器の返却にかかる費用は、当社が別途指定する方法により契約者が支払うものとします。
4　本条に基づき利用契約を解除された契約者は、当社に生じた損害を賠償する責を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に請求することはできないものとします。

第19条（契約終了後の措置）
1　利用契約が終了（終了事由を問いません。以下同じとします。）した場合には、契約者は、貸与機器を速やかに当社に返却するものとします。なお、設置場所からの搬出及び運搬は、契約者と当社とが合意した日に当社が実施するものとし、運搬費は当社が負担するものとします。
2　利用契約が終了した後も、第7条、第10条、第14条、第15条、第18条第2項から第4項までの規定、本条、第21条、第22条及び第26条の規定は引き続き効力を有します。

第20条（通知）
1　当社は、本サービスに関連して契約者へ連絡又は通知すべき内容を、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法を用いて契約者へ通知します。
2　前項に定める通知は、当社ウェブサイトに掲載する方法においては当社ウェブサイトへの掲載がなされた時をもって、契約者に到達したものとみなします。

第21条（権利義務の譲渡禁止）
契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、利用契約における契約上の地位の全部若しくは一部を第三者に譲渡すること、利用契約から生じる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡すること若しくは担保に供すること、又は利用契約に基づく義務を第三者に引受けさせることはできないものとします。

第22条（事業譲渡等）
当社は、合併、会社分割、事業譲渡その他の事由により事業を承継させる場合には、契約者の承諾を得ることなく、利用契約の契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡することができるものとします。

第23条（反社会的勢力の排除）
1　契約者は、当社に対し、次の各号について表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
(1)自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体、それらの構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体又は個人その他暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと。
(2)自らが反社会的勢力でなかったこと。
(3)反社会的勢力を利用しないこと。
(4)取締役、執行役員及び実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、並びにそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと。
(5)自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。
2　契約者は、自ら又は第三者を利用して、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる行為
3　契約者は、前二項に対する自己の違反を発見した場合には、直ちに当社にその事実を報告するものとします。

第24条（分離可能性）
本規約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は失効不能とされた規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第25条（本規約の変更）
1　当社は、当社の裁量により、本規約を変更できるものとします。
2　当社は、変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトへの掲載その他の当社所定の方法により契約者に周知します。
3　変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、当社が別段の定めをした場合を除き、契約者は、本規約の変更に異議なく同意したものとみなします。

第26条（準拠法、合意管轄）
1　本規約及び利用契約は、日本法に基づき解釈されるものとします。
2　本規約及び利用契約に関する一切の紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則
2025年○月○日施行